



令和3年4月1日施行

損害填補事務規程の改正概要

★1 『代替地調査法』の適用を拡大

『代替地調査法』は、同一契約区域内の被害を受けていない箇所での調査で、これまでは水害のみ対象としていましたが、より安全に、効率的に調査を行うため、下記の場合も適用対象としました。

✓ 損害区域内の立木が消失し確認できない場合
(干害・凍害を除く)

火災で幼齢木が全て焼失した場合や、噴火災などを想定しています

または

✓ 風害や雪害で、損害区域内の立木が全て被害を受けている場合で、損害区域における調査の安全確保が困難な場合

損害実地調査の現地調査で、保険価額及び損害の評価因子調査項目のうち、『立木本数』を調査するためには、

- ◆ 方形(円形)標準地調査法
- ◆ 代替地調査法
- ◆ 損害木(健全木)実数調査法
- ◆ 全数調査法

の方法があります。



【改正のポイント】

★1 『代替地調査法』の適用を拡大しました

★2 「森林保険損害発生通知書」に他契約の有無チェック欄を新設しました



★2 「森林保険損害発生通知書」に他契約の有無チェック欄を新設

旧森林共済セット保険や補植による新規契約など、同一の契約森林で複数の森林保険契約がある場合は、損害が発生した場合の罹災支払処理はすべて同時に行います。後から填補未処理の契約があることが判明し、その確認に時間を要すると、保険金の支払いに影響がありますので、必ず、『他の森林保険契約の有無』をご確認ください。

❗ 「森林保険損害発生通知書」(様式第1号)にチェック欄を追加しましたので、必ずご確認くださいませようお願いします。

参照:ドローン(UAV)等を用いた損害調査の損害実地調査日の設定について(令和3年3月30日付け事務連絡)

損害区域実測図
証書番号 00-000-00000-00
内訳番号 0000-0000

2021/4/1作成



これまでの【撮影日】から変更になりました。



凡例
□ 契約区域
■ 損害区域

ドローン等空撮による『損害実地調査日』の取扱いが変わりました

ドローン等空撮によるオルソ画像を用いて評価因子調査を行う場合の森林保険損害調査書(様式第3号)の【損害実地調査日】は【実測図の作成日】となりました。実測図に【作成日】の記載をお願いいたします。(令和3年4月1日以降提出分から適用)

森林保険業務システム『保留削除』ボタンの位置が変わりました



『契約一覧』の【保留】ボタンと【保留削除】ボタンが隣り合っていることによる押し間違いが多かったため、システム改修時に【保留削除】ボタンを右端に移動しました。

保留	入力内容を保存します。
保留削除	入力内容を抹消します。抹消したデータは復元できません。 抹消した場合、 ・新規契約では、再作成が必要です。申込書番号は新しく付与されます。 ・継続契約では、再度、満期案内から出力してください。 「契約者宛」の再出力では申込書番号は変わりません。 「被保険者宛」「契約者宛(被保険者別申込書)」「被保険者宛(特定の被保険者選択)」の再出力は新しい申込書番号となります。

これまで 戻る 不承諾通知書 申込書 保留削除 保留 窓口確認 委託先確認 承諾要件確認

令和3年4月~ 戻る 不承諾通知書 申込書 保留 窓口確認 委託先確認 承諾要件確認 保留削除